

白岡市教育委員会委員候補者公募要領

1 公募理由

教育行政を取り巻く環境は、市民ニーズの多様化や少子・高齢化の進行、さらには、GIGAスクールをはじめとしたICT教育の急速な進展などに伴い大きく変化をしています。

そのため、これまでになかった教育課題が生じるなど、教育行政が担う役割も増大してきており、より一層の充実した施策の展開が求められています。

このような状況に適切、柔軟に対応していくためには、多様な分野の経験や広い視野に立った発想と教育行政の推進に熱意を持った方が必要であることから、未来を担う子どもたちに資する教育を考える教育委員会委員候補者を公募し、本市の教育行政の更なる充実と教育委員会の活性化を図るものです。

2 教育委員会委員の位置付け及び職務

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会に置かれる職で、市議会の同意を得て、市長が任命する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員（非常勤）です。

白岡市教育委員会は、教育長及び4人の委員で組織されており、教育委員会委員の職務は、主に次のとおりです。

- (1) 定例及び臨時に開催される教育委員会会議に出席し、議案等の審議、決定を行う。
- (2) 教育関係者との会議に出席し、様々な教育課題等について審議を行う。
- (3) 小中学校の各種式典や教育委員会が主催する各種行事に出席し、各種団体や地域との交流を行う。
- (4) 研修会等に出席し、課題や情報を収集するとともに、教育委員会委員としての研鑽を行う。

※ 教育委員会会議等は、主に平日の日中に開催されます。

※ 式典、イベントによっては、土日・祝日に開催されます。

3 公募者数

教育委員会委員候補者 1名

4 応募要件

教育委員会委員候補者に応募しようとする者は、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 令和8年6月1日時点で、白岡市長の被選挙権を有する者であること。
- (2) 人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有すること。
- (3) 破産者にあっては復権を得ていること。
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられたことがないこと。

5 教育委員会委員の禁止事項

教育委員会委員就任後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に基づく兼職禁止等の適用を受けることとなります。

(1) 兼職禁止

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条の規定により、教育委員と次の職との兼職は禁止されます。

(ア) 地方公共団体の議会の議員又は長

(イ) 地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員又は委員

(ウ) 地方公共団体の常勤の職員又は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

イ 地方自治法(昭和22年法律67号)第180条の5第6項の規定により、教育委員会委員と所管する職務に関し請負などを行う法人の取締役、執行役などの兼職は禁止されます。

(2) 服務上の行為

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第1項及び第6項により、次の行為は禁止されます。

ア 職務上知ることができた秘密を漏らすこと(職を退いた後も同様)。

イ 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動を行うこと。

6 任期

任命された日から4年間

(議会の同意を受けた後、令和8年10月1日(就任予定日)から4年間)

7 処遇

(1) 報酬 月額 31,000円

(2) 費用弁償 会議等に出席したときは、費用弁償(1,300円)を支給します。

8 応募受付期間

令和8年6月1日(月)から6月22日(月)まで

9 応募方法等

(1) 必要書類

ア 白岡市教育委員会委員候補者応募申込書(別記様式)

イ 小論文

(ア) 小論文テーマ 「白岡市が目指すべき教育行政のあり方」

(イ) 文字数 1,000字以上2,000字以内(本文)

※ PCで作成するなど、400字詰め等の原稿用紙以外で提出する場合は、余白に文字数を記入してください。

(2) 応募方法

応募受付期間中に必要書類を総務部総務課まで持参、郵送又はメールで提出してください。

※ 持参する場合は、応募受付期間中(土日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに総務課にお越しください。

※ 郵送の場合は、封筒に「教育委員会委員候補者応募申込」と記入してください。

※ 郵送の場合は、令和8年6月22日までの消印があるものに限りします。

(3) その他

ア 応募申込書は、総務部総務課で配布しているほか、市公式ホームページからダウンロードすることができます。

イ 提出された書類は返却しないものとし、応募に要する経費は全て

応募者の負担とします。

10 選考方法

(1) 第1次選考

応募申込書及び小論文の書類審査により選考し、6月下旬から7月上旬までに応募者全員に結果を通知します。

なお、第1次選考合格者には、第2次選考の日程等をお知らせします。

(2) 第2次選考

個別面接により選考し、7月下旬に結果を通知します。

個別面接は、令和8年7月11日(土)を予定しています。

11 その他

- (1) 教育委員会委員候補者については、第2次選考結果発表後、令和8年9月に開会予定の市議会に議案を上程し、市議会の同意を求めます。
- (2) 教育委員会委員候補者の委員就任について市議会の同意を得た場合、市長から教育委員としての任命を受けることとなります。
- (3) 市議会において教育委員会委員就任の同意が得られない場合は、教育委員会委員としての任命を受けることができません。したがって、委員候補者としての資格を喪失することとなります。
- (4) 選考の結果により、適任者がいない場合、委員候補者なしとし、応募者の中から教育委員会委員候補者を選考しない場合があります。

■ 郵送先・問合せ先

〒349-0292

埼玉県白岡市 総務部 総務課

TEL 0480-92-1111 内線3271

E-mail soumu@city.shiraoka.lg.jp